

## 長浜市過疎地域持続的発展計画の変更について

### 1. 変更の趣旨・理由

長浜市過疎地域持続的発展計画は、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する法律（以下「過疎法」という）が施行されたことに伴い、滋賀県が定める持続的発展方針に基づき、議会の議決を経て地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定めています。

前計画期間が令和8年3月31日をもって終了したことから、現状を踏まえて変更し、過疎法の終期（令和12年度末）までの5年間の計画を策定しました。

### 2. これまでの経過

令和7年	5月	総務教育常任委員会（計画の変更・着手）
	6月	庁内各課照会（1回目）
	8月	総務教育常任委員会（計画の変更・経過報告） 庁内各課照会（2回目）
	9月	総務教育常任委員会（計画の変更・パブリックコメントの実施） 総合計画審議会（計画の変更）
	10月	パブリックコメント実施（1人8件）
	11月	県事前協議（意見なし）
令和8年	1月	県正式協議（意見なし）
	3月	市議会議決

### 3. 計画本編

資料2-2「長浜市過疎地域持続的発展計画（R8～R12）」のとおり